

室町期の官文庫について

森 田 大 介

はじめに

明治期以降、現在まで古文書学は、様式論を軸として機能論、形態論を中心に論じられてきた。そのため、文書保存や文書を管理する施設そのものについての研究は立ち遅れていたが、近年、それらの分野にも注目が集まり多大な成果を挙げている。

とくに、古代末・中世前期の文書保存・管理および文書管理施設については、黒滝哲哉氏⁽¹⁾や井上幸治氏⁽²⁾によって、禁裏・公家文庫に関しては田島公氏⁽³⁾を中心に多くの諸氏により有益な研究が示された。黒滝氏は「撰閲家文庫」を中心に当時の貴族の文庫について考察を加えられ、「撰閲期」に各家の「公卿文庫」が「家文庫」へと変質し始めることを明らかにされた。さらに黒滝氏は、その「家文庫」と太政官の文庫である「官文庫」による共同記録管理組織「朝廷文庫」によって、当時の朝廷全体における文庫が成立していたと提唱された。それゆえ、それまで独立性を守って存在していた「官文庫」と「家文庫」が、院政期にかけて徐々に相互補完性を帯び始めていったことも指摘されている⁽⁴⁾。また、従来、十一世紀以降に制度的には衰退・崩壊したとされてきた官文庫は、十一世紀以降も下級の書記的職員である史

生の懈怠などにより機能を低下させつつも、その責務を果たし続けていたことが、井上氏によって論証された。そして井上氏は、「官文殿」が公家社会における重要施設であるという認識に変化はなく、一見、衰退したかのように見えるのは、公式様文書を必要とする場が減少し、官文殿が文書管理の主体となる機会が減少したからにすぎないと結論付けている⁵⁾。これらの研究により当時の文書保存・管理や文書管理施設の状況は、次第に明らかにされつつある。

しかし、「中古以来、小槻宿称為二史一、行二官中事一、謂二之官務一、(中略)、凡官務者、太政官文書悉知之、枢要之重職也⁶⁾」と、史の最上首である左大史を世襲し「官務」と呼ばれ、弁官局を取り仕切り、朝廷に関わる文書の作成などを職掌としていた小槻氏の文庫「官文庫」については、小槻氏に対する研究⁷⁾だけでなく文書保存・管理の分野からもあまり論及されてこなかったように思われる。

そのなかでも図書館学の分野から、本多辰次郎氏は、太政官の文庫である官文殿と小槻氏の文庫「官文庫」は自然と公私の区別をしなくなり、ほとんど同じような文書や官印を収蔵することに至ったと指摘している⁸⁾。さらに、小野則秋氏は「世を経るにつれて、便宜のため自ら各種の公文書も手近な自家の文庫に収めて利用される」ようになったと述べられ、官文殿が嘉禄二年(一二二六)に炎上した後は復興せず、官文庫が官文殿に準じて使用され、公費をもって官文庫が修繕されたことなどから「半官半私の文庫」となったとしている⁹⁾。この他にも小野氏は、室町期の官文庫の維持・修復には、当時の官務壬生晴富の功績があったことなどを明らかにされている¹⁰⁾。ついで、小槻氏の成立と関連して官文庫について論及した橋本義彦氏は、公的な機関が衰微し、その実質が私的な機構に肩替りされていく傾向は文書の管理方法にも見られ「文殿は無美化して官文庫がその機能を代行するに至る」と指摘する¹¹⁾。

このように、いくつかの先行研究によって小槻氏の文書管理は言及されてきたが、その論点は官文庫の公的機関化の時期や官務壬生晴富による修繕などであり、文書管理そのものについて論じてきたわけではなかった。そこで、本論は、室町期の官文庫がどのような変遷をたどったのかという点を中心に、当時の官文庫の様相を明らかにしたい。

第一章 室町期の官文庫の概況

室町期の官文庫の変遷を論じる前に、当時の官文庫がどのような施設だったのかを確認しておきたい。

まず、官文庫の所在地であるが、小野氏によって現在の坊城通りの東、仏光路通りにあつたと推定されている。¹²⁾そして、創建当初の規模については、『大日本国家史壬生官長者文庫記』には、「東西五間、南北三間」と記され、『壬生官庫記』によれば「創「建史庫」、東西五間、南北四楹¹⁴⁾」とあるが、これらの史料はいずれも文明年間成立のため、全面的に信用することはできない。しかし、その記述に従うならば、創建当初の官文庫はおおよそ9.0m×5.4mという広さであり、南北に四つの柱があつたことになる。その後の規模については記述されておらず、詳細は不明である。ただし、『康富記』宝徳二年（一四五〇）十月二十一日条によれば、

廿一日、（中略）、壬生晨照宿祢官庫修理段銭事、尾張国五百貫文也、近日到来、今日作事始云々、旧文庫之外新文庫可^レ作之支度也云々、（下略）

とある。官文庫の修繕費である段銭五百貫文が尾張国より届いたが、この修繕費用は、旧文庫の修繕と「新文庫」創建のためのものであつたという。このように、徴収された修繕費のすべてが官文庫の修繕に用いられたわけではないことに留意しなければならないが、「五百貫文」と莫大な費用を必要としていることから、大規模な文書管理施設であつたことを想定しなければならないだろう。加えて、室町期の官文庫は「面五ヶ間・奥三ヶ間のひろ間¹⁵⁾」に「千余台の文書をあんち¹⁶⁾」していた。この文書を実見した三条西実隆は自身の日記において、

八日（中略）、又壬生官庫以^レ次一^レ見之、書数千合驚^レ目、已被^レ侵^二雨露^一糜、言語道断嘆入者也、（下略）

と記し、「書数千合」という蔵書量に驚嘆している。この他にも、応仁元年（一四六七）前後、当時「日本無双之才人」と評された一条兼良の文庫（＝桃華坊文庫）には、七百合の文書が収められていたといわれている。⁽¹⁸⁾つまり、当時の官文庫は桃華坊文庫の蔵書量を上回っていたのである。したがって、官文庫は当時の公家社会においても屈指の文庫であったと考えられる。

また、このころの官文庫は、「文庫屋上始被置瓦」⁽¹⁹⁾ていることから瓦葺であったことがわかる。さらに「塗壁土」⁽²⁰⁾り、「後土頽落之間、付土」⁽²¹⁾ていることから土壁であったことに疑いはない。そして、長享二年（一四八八）年十二月六日付「室町幕府奉行人連署奉書案」によると、

（上略）

一、就壬生官務掘事、西京散所者可掘由被成御奉書畢、
 一、就壬生官庫掘事、先度西京散所者触遣之処難渋、言語道断次第也、或非二年貢失墜、或不_レ成_二百姓煩_一之上者、早可_レ掘由、彼等堅可_レ被_レ加_二下知_一候由、被_レ仰出_一候也、仍執達如件、

十二月六日

為_(假)規判
 元_(清)定同

松梅院

とある。散所より堀を掘るように命じられたため百姓は難渋したというが、年貢の浪費や煩いにはならないと説得し、早く堀を掘るように催促している。このことから、官文庫は堀を構えていた可能性もある。このような土壁・瓦葺・周囲に堀という構造から丸山裕之氏は、官文庫は石積地業総柱建物であった可能性が高いと指摘する。⁽²²⁾この石積地業

総柱建物の特徴については、山本雅和氏によって示されている。それは、地面を方形に掘り窪め石や土を積み上げて基壇を構築すること、基壇上の本体は総柱礎石建物で床を貼っていること、壁は基壇から立ち上がり板もしくは木舞下地に土を塗り付けた土壁であったこと、屋根が瓦葺もしくは塗籠屋根で周囲に堀や溝が廻っていることであるとい⁽²⁴⁾う。丸山氏が述べているように、土壁・瓦葺・周囲に堀という構造は石積地業総柱建物の特徴に一致する。その他にも「文庫上板引⁽²⁵⁾直之」という記述から、官文庫には床が貼られていたことがすでに判明している。この点も石積地業総柱建物の特徴と合致する。そのため、官文庫は、丸山氏の指摘される通り石積地業総柱建物であったと見て間違いないだろう。

以上をまとめると、官文庫は現在の坊城通りの東、仏光寺通りの付近にあったと推定されているが、規模がどの程度であったのかは不明である。ただし、かなり大規模なものであったことが想定される。また、施設そのものは石積地業総柱建物であり、「中世京都で最も防火・防犯機能に優れたクラ⁽²⁶⁾」の一つであったことが確認された。

第二章 官文庫の変遷

先ほど、三条西実隆は、官文庫の蔵書量に対し「驚⁽²⁷⁾目」したものの、官文庫が雨露に侵され、すでに廃れた状態にあることを「言語道断嘆入者也」と述べていた。なぜ、文書を安全に保管するはずの官文庫は「被⁽²⁸⁾侵⁽²⁹⁾雨露⁽³⁰⁾」⁽³¹⁾という状態になってしまったのか。本章では、官文庫の維持・管理を中心にその変遷について論じたい。

室町期前半の官文庫については、史料的な制約もあって不明な点も多い。しかし、ある程度類推することは可能である。まず、『康富記』宝徳元年（一四四九）十二月一日条をみると、

一日、(中略)、次過^(長興)官務亭^一、文庫造営事、以^二目安^一申^三入禁裏^一、被^レ仰^コ出武家^一之様、可^レ出^二愁訴^一之由被^レ語^レ之、(下略)

とあり、この年の十月、壬生晨照から官務の地位を奪還した大宮長興は、大宮家の文庫を造営することを朝廷に申し入れ、朝廷より幕府に文庫造営を命じてもらえるよう訴えていた。この「愁訴」の結果は、宝徳二年五月二十一日条に記されている。

廿一日、(中略)、官務被^レ語^レ云、我文庫修理宿所等營作之料、去年被^レ申^三請反錢^一、自^二公家^一被^レ仰^コ出武家^一、々々被^レ仰^コ付管領^一者也、被^レ成^二御教書^一了、播磨国丹波国也、皆為^二守護請^一可^レ執沙汰^一之由有^レ領掌、播磨分今日初而百足到来、奉行飯肥前孫右衛門尉兩人也、為^二初度^一之間、先百三十貫文直送^二官務許^一、今日到来、祝着之由被^レ語^レ之、(下略)

大宮家の文庫に対する土木工事費用は、朝廷から幕府に伝達され、現地の守護請によつて徴収された。そして、二十一日に播磨国から百足が到着している。さらに初回なので、まず百三十貫文が長興のもとに直接送られたという。また、壬生家からも官文庫修繕を訴え出ており、同年八月九日条には、

九日、(中略)、文庫修理并宿所上辺移住料可^レ被^レ申^三諸国段錢目安^一、(中略)、但近比前官務^{長興}、官務^{長興}等、此事被^レ申^三請之^一、被^レ仰^コ遣武家^一、自^二室町殿^一被^レ仰^コ付管領^一了、晨照宿祢申請尾張国上使未^二下向^一時分也、(下略)

と記述されている。晨照は官文庫の修繕費用を申請しており、足利義政も管領畠山持国に命じたものの、使者が尾張

国へまだ下向していなかったため、修繕費は徴収できずにいたようである。しかし、先ほど見た『康富記』宝徳二年十月二十一日条から、官文庫の修繕費である段銭五百貫文が尾張国より届いたことが判明する。

以上を整理すると、宝徳年間（一四四九〜一四五二）の官文庫は修繕を申請した場合、まず、朝廷から幕府へ修繕費徴収の申し入れがあり、幕府は諸国より段銭を徴収し壬生家へ送っていた。そして、徴収された莫大な額の段銭をもとに官文庫の大規模な修理や新文庫の造営などが行われていたと考えられる。また、幕府の官文庫への関与は足利義満が公方として官文庫を修繕してから始まり、それ以来、幕府が官文庫の修繕を請負うことが先例となっていた。このことから、官文庫は義満将軍期より安定した状態を保たれていたのではないだろうか。

宝徳年間以降の官文庫はどのような状態であったのだろうか。文明三年（一四七二）から同十一年までに記された十一月日付「壬生晴富申状案」によると、

晴富言上、

官庫上葺事、

右文明三年八月 公方様より被_レ仰出_レて是をふく、已に經_二数年_一て及_二大破_一之間、連々の雨に壁なたれて、其
体言語道断也、乱後つゝ、かなき処に、いま忽可_二湿損_一之条嘆存す、（中略）、

十一月 日

とあり、文明三年（一四七二）に義政の命令によって上葺を修繕したものの、数年が経ち大破し絶え間ない雨により壁がなだれていたようである。戦乱後も平穩無事であったがこれではすぐに湿損するだろうと晴富は予想している。この段階では文書の湿損は免れているが、上葺が大破し壁がなだれるという厳しい状況にさらされている。これについて、晴富は文明十年以前から官文庫の修繕を申請していたが進展がないため、仮修繕で凌いでいたことが指摘され

ている。⁽²⁹⁾ 実際、このころは「文庫西南竹垣修_レ理_之」⁽³⁰⁾とあるように竹垣の修繕や「文庫上板引_レ直_之」、漏湿大破以外也⁽³¹⁾というような漏湿によって破損した上板を引き直す修繕と小規模なものに留まっている。ただし【表一】をみると、文書類は少なくとも文明年間中には、各場所に分け整理し櫃に収めるなどして丁寧_ニ保管されてきたようである。これは壬生家が職掌としていた「先例勘申」を円滑に行うための措置であったと考えられ、当時の官文庫の文書管理が高い水準にあったことを示している。この厳しい状況は延徳年間に入ると状況やや回復する。『雅久宿祢記』延徳二年（一四九〇）十一月七日条には、

七日、(中略)、文庫屋上静円房・三郎五郎・七郎三郎等葺_レ之、是南面計也、明日北面可_レ葺云々、(下略)

とみえ、翌日には「文庫屋上今日同葺_レ之」⁽³²⁾とあることから、まず文庫の屋上が修繕されている。そして、同月十日条には、

十日、(中略)、文庫屋上始被_レ置_レ瓦、幸甚々々、此瓦自_二栗田口_一被_レ買_レ得_レ之、昨日明静房之向得_レ之云々、又文庫内棚等修_レ之、番匠参_レ之、又河原者塗_二壁土_一、又南廂等外以前之竹垣等悉破損之間、今日始結_二茂加利_一、東面者元自茂加利也、同被_レ結_レ直_之、幸甚々々、(下略)

とある。また、『晴富宿祢記』同年同月同日条には、

十日、(中略)、官庫内北方棚、依_二柱壁等垂入_一、棚破却、横同破_■之間、今日修_レ理_之、後土頽落之間、付_レ土、文庫東南結構垣朽損破壊、横_■十余合取_レ出_之、文書皆湿損也、

と記され、文庫の屋上に瓦を置き文庫内の棚を修繕していたことがわかる。とくに北方棚は柱や壁などに垂木を入れて補強するため棚を破却しているようである。おそらく、この時に櫃も同じく破れていたので修繕したものと思われる。さらに、河原者が土壁もはげ落ちていたため土を付け直している。それだけではなく、文庫の南東、南廂の竹垣も多くが破損していたため修繕されたという。このように、短期間に何ヶ所も、それも人を雇って修繕していることから、文明年間より規模の大きい修繕が可能であったと理解できる。また、この年は宗祇と細川政元の助力よって上葺と板戸の修繕を行っている⁽³³⁾。この他にも、明応二年（一四九三）には「此次下⁽³⁴⁾遣周防国大内館⁽³⁵⁾、其謂、文庫及大破⁽³⁶⁾之間、奉加之儀申⁽³⁷⁾送之⁽³⁸⁾」⁽³⁹⁾とみえ、大内義興にも官文庫修繕費用の援助を頼んでおり、明応四年七月十八日条によれば、

十八日、(中略)、競秀軒依⁽⁴⁰⁾細河右京兆⁽⁴¹⁾之命⁽⁴²⁾、近日可⁽⁴³⁾下⁽⁴⁴⁾向防州⁽⁴⁵⁾云々、好便之間、予状載⁽⁴⁶⁾巨細⁽⁴⁷⁾、遣⁽⁴⁸⁾競秀軒文主座、大内京繕堂也、(中略)、

一、去⁽⁴⁹⁾々年冬芳志三千足十二月廿七日到來、翌年正月十五日大風文庫上飯屋吹破、以⁽⁵⁰⁾之取⁽⁵¹⁾立⁽⁵²⁾之⁽⁵³⁾、文書防⁽⁵⁴⁾露⁽⁵⁵⁾事、(下略)

明応二年の暮れには大内氏より三千足が送られ、翌年正月の大風で飯屋が破損した際の修繕費用として用いられている。ところが、明応三年正月二十八日付と推定される「壬生晴富申状写」⁽⁵⁶⁾には、

晴富言上、

官庫破損間事、

右、この文庫修理を被⁽⁵⁷⁾加事、或ハ諸国の段錢・棟別、或御倉の納錢、又御物を寄られ、毎度嚴重の儀也、而近年其沙汰に不⁽⁵⁸⁾及して、土頽落、庫内の柱くちさかる間、内外み⁽⁵⁹⁾へ⁽⁶⁰⁾す⁽⁶¹⁾き、文書日をへて朽損⁽⁶²⁾之⁽⁶³⁾処、去十五日風に

あけ、(版)かり屋顛例せしむる間、風雨弥漫濕、言語道断也、諸家文籍悉紛失、官庫相残て天下の明鏡に備といへとも、此時にいたりて可_二減却_一之条、甚歎存者也(下略)

正月廿八日

と記述されている。官文庫を修繕するときは、諸国より修繕費などをいつも嚴重に徴収していたという。しかし、近年は修繕費を徴収することができず、土ははげ落ちて官文庫内の柱は朽ちてしまひ内外から完全に見える状態になっていた。文書も日を経て朽損し、十五日に吹いた風により仮屋が転倒してしまつたことで風雨にさらされ、ますます文書は湿損するという有様であつた。そして、諸家の文籍が失われるなか、戦乱や災害を免れて健在であつた官文庫は、天下の手本として備えていたが、今このときに保管している文書が減少してしまうことは嘆かわしいと述べている。同様のことが明応五年(一四九六)四月日付「壬生晴富申状案」(37)からも読み取れる。

壬生治部卿入道道秀言上、

官庫大破修理間事、

(中略)、■然近比ハ用脚なきによりて、修理ニ不_レ及して、日を追て朽損之間、勅命_ニも_テ仰出_サされ、公方_トとして御成敗ニ及といへとも、用脚事ゆかす、(中略)、

明応五年四月 日

近年は費用を用意できないため修繕を行うことができず、日を追つて官文庫は朽損しているのに、勅命による指示が足利義澄にあつた。そこで、義澄も費用の徴収を命じたが、やはり費用を捻出することはできなかつたとある。このように、明応年間に入ると、官文庫修繕の命令は下るものの、諸国からの修繕費徴収などは立ち行かなくなつてい

た。さらに「文庫上飯屋、先度大風雨破損之後、未_レ葺之間漏湿、言語道断也」⁽³⁸⁾とみえ、明応三年に大風雨により破損した飯屋は、修繕がなされていなかったため漏湿を起こしたとあり、翌日、晴富は「遣_二状於清筑後守_一」、又遣_二波々伯部兵庫_一、上葺事有_二令_レ申旨_一⁽³⁹⁾と申し入れたが、翌月になっても「雨猶不_レ止、入_レ夜又急、文庫上飯屋、先日風雨破損之後、未_レ葺之間漏湿、無_二是非_一之体也」⁽⁴⁰⁾と、文庫飯屋の修繕作業は遅々として進まなかった。そして、八月十二日に「葺文庫飯上葺、如_レ形沙_一汰之_二」⁽⁴¹⁾と飯上葺を設置することが始まり、その二日後に「官庫上葺雖_二雨中_一沙_一汰之_一、至_二今日_一三ヶ日周備也」⁽⁴²⁾と、上葺を三日で完備したようである。しかし、八月末には町広光に対し書状を送り「文庫漏湿事」を奏聞している⁽⁴³⁾。このように、小規模な修繕は繰り返されていたが、延徳年間のような本格的な修繕は行われてこなかったため、朽損の速さが修繕の速度を上回り、徐々に状況は悪化していったと思われる。

その後、官文庫にどのような修復が施されたのかは定かではないが、『晴富宿祢記』明応六年三月の断簡とされるものによると、

官庫大破事、先日侍従大納言実隆卿、奏聞之処、問敷等尋仰云々、及_下内々以_二師富朝臣_一令_レ申_中拾遺_二亜相_一上_中処、十七日夜又奏聞云々、

とあり、三條西実隆に官文庫の状況を報告すると修復できないのかと尋ねられたので、内々にまた報告したようである。『壬生家譜』壬生于恒項には、

^(永正)同十五年九月廿三日、城州壬生内対_二東松軒_一相論田地一段事、為_二官庫境内下地之際_一、可_レ准_二公物_一云々、所詮至_二彼下地物_一被_二返付_一之上者、早如_レ元全_二知行_一、連々可_レ致_レ再_二興官庫_一之由賜_二奉書_一、

とみえ、東松軒と相論になったりしている田地一段は官文庫境内の下地であり公物に准じるものであるという。そして、東

松軒には下地から得た収益物を于恒に返付させて、于恒は田地の支配を行い、引き続き官文庫を再興することを命じた奉書を賜ったとされている。このことから、永正十五年（一五一八）段階の官文庫も完全な状態でなかったと推定される。そして、天文二年（一五三三）もしくは天文三年に作成されたと比定される「壬生于恒申状草案」⁽⁴⁶⁾には、

(上略)、

左大史兼主殿頭○小槻于恒謹言上

(中略)、

一、(中略)、一事相新懸之可レ構私宅、且者被レ准官庫御再興之由、雖有二天憐一、依二京都錯乱一不レ能二

申付二送二年月一訖、已属二太平一之上、同可レ賜二御成敗一、(中略)、動乱之砌文書令雜乱、預二置于方々遠所一

間、(中略)、

右条々、(中略)、剩蓬屋以下、川勝寺乱之砌別、為二軍兵一被レ破レ之、其後方々寄宿術 計相尽了、旁被二間食一分

者忝畏存、令レ相二統祖神祖今神以来之奉公一、雖レ非二其器一弥可二随分者也一、仍言上如レ件、

新宅を官庫に准じて再興しようという天皇の天憐があったものの、京中が混乱していたため命じることがなかったという。このことから、天文年間にはどのような状況にあったか詳細は不明だが、官文庫が存在していたことは確認できよう。

このように延徳年間（一四八九～一四九一）には、人を雇い修繕しているだけでなく、宗祇や細川政元の助力があったことから、この時期は比較的大きな規模の修繕を行うことが可能であった。しかし、明応年間に入ると幕府からの修繕費用の徴収が滞り、捻出できなくなってしまう。当初は大内義興の援助があったり、小規模な修繕も繰り返し行われたりしたが、官文庫の朽損は日を追うごとに激しくなり、修繕を行うも朽損の速さに追いつけず、徐々に官文庫は衰退していったと考えられる。

以上のことから、足利義満將軍期から宝徳年間（一四四九～一四五二）までの官文庫は、大規模な修繕を行うことも可能であり、安定して管理されていたと思われる。文明年間（一四六九～一四八七）には、保管されていた文書は整理されていたものの、官文庫の破損が目立つようになっており、徐々にその維持・管理に陰りが見え始めた時期だったといえる。しかし、延徳年間から明応年間前半は、人を雇い修繕を行う余裕があるだけでなく、個人の援助もあったことから、官文庫を維持することがある程度可能もしくは小康状態を保つことができた時期と考えられる。それ以降は、文書は水損し、官文庫も目を追って朽損していることから衰退に向かっていた時期であったと理解できるだろう。それだけでなく、文明年間まで安定していた文書管理機能も低下していき、その後は文書の紛失や破損も増えたことが想定される。『于恒宿祢真筆記』⁴⁷ 永正十八年（一五二二）二月十二日条には、

十二日（中略）、大神宮依^レ有^レ遷宮之沙汰、内々撰^レ記者也、雖^レ相撰^レ御装束本様不^レ見出、依^レ官庫退転^レ令^レ紛失^レ歟、唯仰^レ神慮^レ耳、

とあり、伊勢神宮遷宮について指示があるので密かに記録を選んだという。しかし、記録を選んだものの装束についての記録だけは見出せなかったようである。これについて、于恒は官文庫が「退転」したため紛失したのかと記している。さらに、大永五年（一五二五）には「石清水八幡宮遷宮日時定」の際に陣儀を行うか否かで、準拠する例はほぼあるものの石清水八幡宮文書のみ見つからなかった。これは文書を紛失したからだと広橋守光に申し述べている。⁴⁸ただし、『宣胤卿記』永正元年（一五〇四）十月二十八日条には、

廿八日、（中略）、雅久^{前官務}宿祢長病、言語不分明、頗如^レ狂乱、文庫之文書沽却、紙透^{ママ、書院カ}千合已残少云々、以外事也とあるので、雅久が長い闘病生活の末に狂乱して、官文庫に保管していた文書を売却したことが、官文庫の蔵書が減

少しした直接の原因だと思われる。しかし、官文庫の「退転」も文書紛失の原因と認識されており、文書保管能力を大きく低下させた要因の一つは、官文庫の衰退であったとみて間違いないだろう。

おわりに

室町期の官文庫は現在の坊城通りの東、仏光寺通りの付近にあった石積地業総柱建物の大規模な文庫だったと推察される。この官文庫の変遷についてまとめると、まず足利義満將軍期から宝徳年間（一四四九～一四五二）までは、文庫修繕を申請すれば、莫大な額の修繕費を得られていたため、良好な状態を保つことができたと考えられる。ついで、文明年間（一四六九～一四八六）には、破損が目立つようになっていた。これは、『親長卿記』文正元年（一四六六）三月三十日条によれば、

卅日、（中略）、晴富宿祢来、去年即位之時被_レ下_二一村_一畢、未_レ及_二遂行_一、今度不_レ被_二仰付_一者、窮困無_レ術之由、（下略）

とあり、後土御門天皇即位の際に一村を下賜される予定であったが、いまだ下賜されておらず、困窮している様子が見て取れる。つまり、このころの壬生家は、普段から窮困していたため、自ら官文庫の修繕費用は、捻出できなかつたと推測される。その他にも、応仁・文明の乱による荘園制度の崩壊や公家の没落化も大きく影響したと思われる。その後、延徳年間（一四八九～一四九二）は、人を雇って修繕していることや宗祇・細川政元などの個人からの援助があつたことから、ある程度規模の大きい修繕を行うことができていたのではないだろうか。そのため、維持が可能

もしくは小康状態を保つことができた時期であったと想定される。しかし、明応年間になると、幕府からの修繕費徴収は滞ってしまう。明応年間前半には、大内義興の助力があったものの、文書の水損が発生し、官文庫も日を追って朽損している。このため、徐々に衰退に向かっていった時期であったと判断できるだろう。これらのことから、室町期の官文庫は安定期↓下降期↓維持期↓衰退期という変遷をたどったといえるだろう。

そして、文書保管機能について、文明年間まで安定していたが、官文庫の衰退と連動して明応年間後半には、著しく低下していたと想定される。この文書紛失の直接的原因は、雅久の文書売却であったが、官文庫の衰退も文書紛失の原因に挙げられている。このことから、文書保管機能を大きく低下させた要因の一つは、官文庫の衰退であったとみて間違いないと結論付けた。

本論では室町期の官文庫の変遷を中心に、当時の官文庫の様相について論じてきたが、戦国期の官文庫の様相など課題も多く残された。また今後も、多角的な視点から官文庫の研究を進めていかなければならないだろう。以上、雑駁な内容となったが、これで、本論を閉じたいと思う。

註

- (1) 黒滝哲哉「平安後期「摂関家文殿」の機能と役割」(『史叢』第七四号、二〇〇六年)。
- (2) 井上幸治「私有官文書群の形成——一〇〜一一世紀における太政官発給文書記録——」(『古代文化』第五二巻五号、二〇〇〇年)。
- (3) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一・二・三・四輯(思文閣出版、二〇〇三、〇六、〇九、一二年)。
- (4) 黒滝氏前掲註(1)参照。
- (5) 井上氏前掲註(2)参照。
- (6) 『職原抄』(『群書類従』第五輯、官職部)。

- (7) 橋本義彦「官務小槻氏の成立とその性格——下級官僚氏族の典型として——」(『書陵部紀要』第一号、一九五九年)、曾我良成「官務家成立の歴史的背景」(『史学雑誌』九二—三、一九八三年)、同氏「王朝国家実務官人と局務家・官務家」(『日本学』第一八号、一九九一年)、遠藤珠紀「官務・局務家の分立と官司負制——中世前期における朝廷運営の変質」(『史学雑誌』一一一—三、二〇〇二年)、井上幸治「官務小槻氏の確立——太政官弁官局(官方)の中世化——」(『立命館文学』六二四号、二〇一二年)。
- (8) 「官文庫に就いて」(『図書館雑誌』四二号、一九二〇年)。
- (9) 小野則秋著『日本文庫史研究』改訂版上巻(臨川書店、一九七九年)※初出は一九四四年。
- (10) 小野則秋「左大史小槻宿禰家と官務文庫——特に『晴富宿禰記』の考証を中心として——」(『人文学論集』第五号、一九七一年)。
- (11) 橋本氏前掲註(7)参照。
- (12) 小野氏前掲註(10)参照。
- (13) 京都大学総合博物館蔵「壬生文書」所収。
- (14) 前掲註(13)参照。
- (15) 明応五年(一四九六)四月日付「壬生晴富申状草案」(『壬生家文書』一六三七号)。
- (16) 『実隆公記』文明十五年(一四八三)三月八日条。
- (17) 『十輪院内府記』文明十三年(一四八一)四月二日条。
- (18) 永島福太郎『一条兼良』(吉川弘文館、一九五九年)、小川剛生「室町後期一条家の蔵書について——兼良・冬良・兼冬による保管と活用——」(『室町時代研究』第二号、二〇〇八年)。
- (19) 『雅久宿禰記』延徳二年(一四九〇)十一月十日条。
- (20) 前掲註(19)参照

- (21) 『晴富宿祢記』延徳二年（一四九〇）十一月十日条。
 (22) 『北野社家日記』長享二年（一四八八）十二月八日条所収。
 (23) 丸山裕之「中世後期官務・局務の文庫と公武政権」、『年報三田中世史研究』二〇号、二〇一三年。
 (24) 山本雅和「中世京都のクラについて」、『研究紀要』第八号、二〇〇二年。
 (25) 『晴富宿祢記』文明十一年（一四七九）三月十九日条。
 (26) 山本氏前掲註(24)参照。
 (27) 『大日本国家史壬生官長者文庫記』（京都大学総合博物館所蔵「壬生文書」所収）及び前掲註(15)参照。
 (28) 『晴富宿祢記』文明十一年（一四七九）四月三日条所収。
 (29) 小野氏前掲註(10)参照。
 (30) 『晴富宿祢記』文明十二年（一四八〇）正月二十六日条。
 (31) 前掲註(25)参照。
 (32) 『雅久宿祢記』延徳二年（一四九〇）十一月八日条。
 (33) 『晴富宿祢記』延徳二年（一四九〇）十一月七日条、十二月三日条、『同』同年十二月十四日条。
 (34) 『晴富宿祢記』明応二年（一四九三）八月二日条。
 (35) 小野氏前掲註(10)参照。
 (36) 『壬生家文書』一六三四号。
 (37) 「壬生晴富書状」、『壬生家文書』一四二〇号。
 (38) 『晴富宿祢記』明応五年（一四九六）七月二十一日条。
 (39) 『晴富宿祢記』明応五年（一四九六）七月二十二日条。
 (40) 『晴富宿祢記』明応五年（一四九六）八月二日条。

- (41) 『晴富宿祢記』 明応五年（一四九六）八月十二日条。
- (42) 『晴富宿祢記』 明応五年（一四九六）八月十四日条。
- (43) 『晴富宿祢記』 明応五年（一四六九）八月三十日条。
- (44) 京都大学総合博物館蔵「壬生文書」所収にされ、年代比定は小野氏前掲註(10)参照による。
- (45) この草案の前半には、大見伊治が沽却した苗鹿荘を于恒が一円知行できるように下知してほしいという内容が記され、天文三年十一月十日付「室町幕府奉行人連署奉書」（『壬生家文書』一三五二号）をみると、沽却された苗鹿荘は左京大夫局に与えられており、于恒に返付するようにするよう命じている。したがって「壬生于恒申状草案」の内容を受けて「室町幕府奉行人連署奉書」が発給されたと考えられる。また史料中の「川勝寺乱」は堺公方成立のきつかけとなった桂川原の戦いで、川勝寺に陣をおいた武田元光と三好勢の戦闘を指すと思われる。この堺公方の成立から滅亡する天文元年（一五三二）までの五年間は、三好氏を中心に権力闘争が続発し、京都近郊にも三好軍は展開し、京都町衆が抵抗するということもあつたようである（今谷明『戦国期の室町幕府』、講談社、二〇〇六年）。そして、天文二年まで大規模な一向一揆が摂津国を中心として展開され、天文二年（一五三二）の二月から四月まで無政府状態に陥つていたといひ（今谷明『同著』）、三条西実隆も「言語道断」と記している（『実隆公記』 天文二年四月七日条）。史料中に「己属「太平」之上」とあることからこの文書が書かれたとき世間は平穏無事だったと推測される。つまり、この草案は一向一揆が終息する天文二年四月以降、「室町幕府奉行人連署奉書」が発給される天文三年十一月までの間に作成されたと考えられる。
- (46) 『壬生家文書』一三五九号。
- (47) 水野智之「史料翻刻・「小槻時元日記」・「時元宿祢記」・「于恒宿祢真筆記」（『二〇〇一〜二〇〇四年度文部科学省科学研究・基盤研究 A（二）調査報告書日本前近代官人の研究』、研究代表者稲葉伸道、二〇〇五年）。
- (48) 前掲註(47)参照。

【表1】官文庫内における文書の分類と保管場所

	文書名	保管場所
1	政治文書	中ノ棚（西頬）ノ西面ノ南ノ端ノ黒皮籠
2	山口祭等遷宮式古来例等	東方棚（西頬）東面ノ南端ノ櫃
3	紀伊国造文安宣下等	中ノ棚ノ東頬ノ南端
4	神宮近代儀符案、上文	東方東頬ノ棚下
5	神宮奏事案、上文、上文目録	東ノ傍ノ棚の中程ノ下
6	大祀文書	齋屋
7	讓位大礼方ノ櫃	北頬
8	雑文書共	中ノトヲリ北ノ頬、棚ノ前机
9	大谷地等文書	屋敷
10	当家六位時文書	北机ノ西ノ下
11	公事分配ノ櫃	北机ノ西ノ下ノ南
12	永享公事分配	一結中ノ東面ノ頬机ノ上
13	神位記	諸社櫃ノ中二東ノ最上
14	当時事櫃	文庫之内諸方、北頬ノ西ノ方
15	採銅所法光寺以下櫃	北ノ頬
16	御賀ノ櫃	西ノ方中ノ道（南北行）西ノ上
17	諒闇ノ櫃	諸方、西ノ頬ニアタマ皮子等モアリ 一西ノ頬ノ南ノ記録ノ下ニモアリ この櫃ニ代々後院別当等事アリ
18	代始万機旬文書	中戸ノ西脇南頬ノ棚
19	坊城先祖之状	文庫北ノ中ノ程、中ノ道ヨリ東ノ方ノ北ノ棚ノ前、大束 二結タル地ノ文書ノ中
20	武家管領就神宮以下之公儀献状	在東戸内東ノ方ニ束ユイタル文書之中
21	曾祖父（兼治カ）後自筆草案等	在東戸内東ノ方ニ束ユイタル文書之中

※「当局遺誠」（「官務文庫記録」『壬生家文書2』558号）より抜粋。

※整理状況は「当局遺誠」作成時（文明16～17年（1484～85））の状況。